

(ナノテク・部材イノベーションプログラム)
「次世代グリーン・イノベーション評価基盤技術開発」
に係る公募要領

平成23年1月

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

電子・材料・ナノテクノロジー部

「次世代グリーン・イノベーション評価基盤技術開発」に係る公募について
(平成23年1月14日)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、平成22年度から平成27年度まで「次世代グリーン・イノベーション評価基盤技術開発」プロジェクトを実施します。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従いご応募ください。

1. 件名

「次世代グリーン・イノベーション評価基盤技術開発」

2. 事業概要

① 事業内容

我が国の材料産業は、国際的に高い技術力と競争力を有し、我が国の経済社会の発展を支えているが、川下産業との取引のオープン化に伴いユーザーとの連携の希薄化が進行する一方で、汎用的な材料技術はアジア諸国の技術向上によるキャッチアップが進行している。そのため我が国において産学官を含む連携の強化（川上川下の垂直連携、材料創成と加工の水平連携など）を図ることで、次世代の部材分野での我が国のイノベーションを促進することが喫緊の課題となっている。

また、平成22年4月に取りまとめられた「化学ビジョン研究会報告書」では、化学分野における評価研究開発拠点の整備の必要性が提言されており、化学材料の産業競争力を強化するために、将来的には多様な材料評価のプラットフォームの構築が求められている。

本事業は、こうした拠点を活用して、ナノテク・部材イノベーションプログラムの一環として、次世代グリーン・イノベーションの実現に必要な有機エレクトロニクス材料に関する共通的な評価基盤技術の開発を実施し、我が国の化学産業の研究開発効率を向上・加速化する。

本事業では、次世代グリーン・イノベーションの実現に必要な有機エレクトロニクス材料に関する共通的な評価基盤技術を開発することにより、迅速に材料開発にフィードバックする体制を構築し、材料開発の加速化・高度化、材料メーカーとデバイスメーカーとの擦り合わせ期間の短縮、及び高額な試作設備や評価設備の共通化を行い、我が国の化学産業の研究開発効率を向上・加速化させる。評価技術の開発・共有化を通じて、産業競争力を強化するための我が国の化学材料技術のプラットフォームを構築する。

[委託事業]

研究開発項目① 有機エレクトロニクス材料の評価基盤技術開発

有機ELは、その作動原理、劣化機構及び必要とされる周辺材料が、有機半導体等の有機エレクトロニクス材料全般に共通する部分が多く、有機ELの評価基盤を開発することにより、有機エレクトロニクス全体への展開も期待できる。

有機エレクトロニクスは、素子の構造や製造工程中における損傷や微量不純物の影響により、性能、寿命等の特性に大きく影響を及ぼす。さらに、位置精度、再現性、膜厚均一性、耐酸素、耐水、或いは素子の封止技術、接着技術等の多くの制御するものがあるため、製造プロセスや実装時を想定した評価方法の確立が必要となる。

本事業では、有機ELの材料やその周辺材料について、製造プロセスや実装時の状態も含めた評価手法の開発を目的として、有機ELの特性や寿命に影響を及ぼす微量不純物やプロセス条件等の解明等を通じて、様々なプロセスに適用可能な有機エレクトロニクスに共通的な評価基盤技術を開発する。

【平成23年度末目標】

有機EL素子の寿命変動要因、効率支配要因を解析することにより、製品寿命及び性能保証を行

うための有機ELの標準素子を設計する上での課題を抽出する。

【中間目標】

有機EL標準素子を作製し、寿命変動要因、効率支配要因を明らかにするとともに、劣化機構の解析を行い、製品寿命及び性能保証を行うための課題とアプローチ手法案を明確化する。さらに、開発する評価手法の有機エレクトロニクス全般への応用も検討する。

【最終目標】

有機EL素子の製品寿命及び性能保証を行うための標準素子及び評価手法を確立する。また、開発する評価手法を有機エレクトロニクス全般へ応用するための課題を明確にする。

② 事業規模

平成22年度～平成23年度 (※1)10.1億円

③ 事業期間

研究開発期間 平成22年度～27年度(予定)(※1)

(※1) 本事業は、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22年度補正予算(第1号))により平成23年度末まで実施する。なお、平成23年度以降の事業規模及び事業期間については、政府研究開発費の確保状況、当該研究開発の進捗状況等を総合的に勘案し、見直しを行う。

【詳細については、基本計画を参照してください。】

3. 応募資格

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「平成22年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等(大学、研究機関を含む)の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書7部(正1部、副6部)を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参

にて御提出ください。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期限：平成22年2月14日（月）午前12時必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービス (<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) にご登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひご登録いただき、ご活用下さい。

(2) 提出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

電子・材料・ナノテクノロジー部 上松、加藤 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー19階

※郵送の場合は封筒に『次世代グリーン・イノベーション評価基盤技術開発』に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※持参の場合はミューザ川崎 16階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

※電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 担当部に相談すること。なお、電子申請以外の提案書類の提出は必ず期限前に行う必要があります。

5. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添 1 をご参照ください。別添 2 に従って研究開発責任者・サブプロジェクトリーダー候補の研究経歴書を、別添 3 に従って主要研究者候補の研究経歴書を作成してください。（主要研究者候補とは、提案書の各研究開発項目の責任者又は統括責任者となる登録研究員です。）
- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、7部（正1部、副6部）です。

(2) 提案書に添付する書類

- ・ 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。会社経歴書 1部（提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）
- ・ 最近の営業報告書（3 年分）1部
- ・ NEDO から提示された契約書(案)に合意することが提案の要件となりますが、契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書2部（正1部、副1部）
- ・ 一部 e-Rad を用いる場合は、e-Rad 応募基本情報（詳細は(4)-e を参照ください）。
- ・ 本プロジェクトにおける知財の管理・運営方針に関わる提案（別添 4）2部（正1部、副1部）
- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は当該外国企業との共同研究の意志を示す覚書の写し1部。

（注）連携している、又は連携しようとしている国外企業等が NEDO の指定する相手国の公的資金支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（CDTI）が該当。）の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合は、NEDO が提供する交付申請書（英文様式）の写し、もしくは既に認証を取得しているのであれば交付決定書及び認定証（ラベル）の写し1部。国際共同技術開発適格認証については NEDO ホームページにてご確認ください。

二国間協力協定

<<http://www.nedo.go.jp/activities/portal/gaiyou/johokokan.html>へリンク>

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、予め別添5の「提案書類受理票」に会社名等ご記入の上、送付（持参）ください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、あらかじめ e-Rad へ応募基本情報を申請することが必要です。連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト<<http://www.e-rad.go.jp/>へリンク>

概略の手続きを以下の a～e に示します。

a. 所属研究機関の登録とログイン ID の取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者（＝主要研究員）の所属する研究機関（所属研究機関）が e-Rad に登録されていることが必要となります。所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに 2 週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用 ID（11 桁）、所属研究機関用 ID（10 桁）、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

e-Rad 研究者向けページ システム利用に当たっての事前準備

<<http://www.e-Rad.go.jp/kenkyu/system/index.html> へリンク>

b. 研究代表者（＝主要研究員）のログイン用 ID（11 桁）、申請用は研究者番号（8 桁）の取得
前記 a で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納された PC を用いてログインし、研究代表者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID（11 桁）及び申請用研究者番号（8 桁）とパスワードを取得します。詳細は e-Rad の所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

所属研究機関用マニュアル(共通)

<<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>へリンク>

c. 公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。（NEDO の公募ホームページからダウンロードが可能です。）申請書類等を作成・準備します。

d. 応募基本情報の入力と申請

e-Rad の研究者向けページ

<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html> へリンク>

研究者用マニュアル（共通）

<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html> へリンク>

e. 応募方法

i. 郵送又は持参による応募

前記d.で作成したe-Rad応募基本情報はPDFファイルでダウンロードできますので、該当ファイルを全ページプリントアウトし、申請書（正）とともにNEDOへ提出してください。詳細は、e-Rad研究者向けページ及び操作マニュアルを参照してください。

ii. e-Radを利用した電子応募

前記dで作成したe-Rad応募基本情報に加えて、提案書及び添付書類をPDFファイルとして登録申請してください。詳細は、e-Rad研究者向けページ及び操作マニュアルを参照してください。

6. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDOで厳重に管理します。取得した個人情報や研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託先の選定について

(1) 審査の方法について

外部有識者による事前審査とNEDO内の契約・助成審査委員会の2段階で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 事前審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法は、技術的に優れており、汎用的に利用できるものであるか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同研究相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）（注）
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化が見込まれるか）
- vii. 総合評価

（注）国外の研究機関等との平行支援<※>等の自国費用自国負担による国際連携として提案された場合は、その国際連携の内容が、国内研究機関等のみの連携よりもメリットがあることが明確であるか（プロジェクトが生み出す成果の質が向上する、実用化・事業化までの期間の短縮が期待される等）。特に相手国研究機関等がNEDOの指定する相手国の公的支援機関の支

援を受けようとしている（または既に受けている）ものである場合には、その妥当性が確認できるか等。）

<※>「パラレル支援（コ・ファンディング）制度」： 国際共同研究における各参加機関への費用支援を、それぞれの国の研究支援機関等が自国参加機関分について個別に判断して行うもの。NEDOの指定している公的支援機関としてはスペインCDTIが該当。

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

委託予定先は、次の基準により選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
（再委託予定先、共同研究相手先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- iii. 委託予定先の選考にあたって考慮すべき事項
 1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
 2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
 4. 公益法人、技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
 5. その他主管部長が重要と判断すること。

(3) 委託先の公表及び通知について

- a. 採択結果の公表等について
採択された案件（実施者名、事業概要）はNEDOのホームページ等で公開します。不採択となった案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。
- b. 事前審査員の氏名の公表について
事前審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。
- c. 附帯条件
採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

平成23年

- 1月14日： 公募開始
- 1月20日： 公募説明会（会場：2302会議室 ミューザ川崎セントラルタワー23階）
- 2月14日： 公募締め切り

- 2 月末日 (予定) : 事前審査 (外部有識者による審査)
- 3 月上旬 (予定) : 契約・助成審査委員会
- 3 月上旬 (予定) : 委託先決定
- 3 月中旬 (予定) : 公表 (・プレスリリース)
- 3 月下旬 (予定) : 契約

8. 留意事項

(1) 契約について

提案者は、NEDO が提示する委託契約書 (案) 及び業務委託契約約款に合意することが委託先として選定されることの要件となります。

(2) 事業化計画書について

採択された企業等と NEDO の間での契約に当っては、当該研究開発成果の実用化に向けた計画 (事業化計画書) を提出していただく場合があります。事業化計画書を提出していただいた場合で、業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合には、速やかに NEDO に変更内容を提出していただくこととなります。

(3) 追跡調査・評価について

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力頂く場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料 1 「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

(4) 知財マネジメントについて

特許等の取得状況及び事業化状況調査 (パイドルフォローアップ調査) について、御協力を頂きます。

また、「NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針 (参考資料 2) ※1。」に定めたとおり、産学官連携プロジェクトの知財マネジメントの強化を図り、国民経済へのアウトカムの最大化を目指すため、「知財の管理・運営方針に関わる提案」(別紙 4) を求めます。

※1. 「NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」についてはこちらをご覧ください。: NEDO ホームページ

<<http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/index.html> ヘルリンク >

(5) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給 (以下「不正使用等」という。) については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。 ※1) 及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。 ※2) に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください: 経済産業省ホームページ

<<http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html> ヘルリンク >

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください: NEDO ホームページ

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> ヘルリンク >

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 2～5 年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大 6 年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)
 - iii. 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 5 年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大 6 年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(6) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。N E D O 策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ホームページ

<<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html> ヘルリンク >

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： N E D O ホームページ

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> ヘルリンク >

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. N E D O は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(7) N E D O における研究不正等の告発受付窓口

N E D O における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> ヘルリンク >

(電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

9. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、社名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL 及び FAX 番号、電子メールアドレス）を平成 23 年 1 月 18 日（火）17 時までに FAX にて電子・材料・ナノテクノロジー部 担当 上松、加藤（044-520-5212）までご連絡ください。（様式は問いません）

日時： 平成 23 年 1 月 20 日（木）16 時 30 分～17 時 30 分

場所： 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 2302 会議室
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー23 階
※16 階「総合案内」で受付を行い受付の指示に従ってください。

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降の問い合わせは、1 月 21 日から 2 月 8 日の間に限り下記あてに FAX にて受付ます。ただし審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
電子・材料・ナノテクノロジー部 担当者 上松、加藤
FAX : 044-520-5212

関連資料

基本計画

平成22年度実施方針

提案書の様式

提案書作成上の注意、表紙、要約版、本文（別添1）

研究開発責任者・サブプロジェクトリーダー候補研究経歴書（別添2）

主要研究員研究経歴書（別添3）

知財の管理・運営方針に関わる提案（別添4）

提案書類受理票（別添5）

（参考資料1）追跡調査・評価の概要

（参考資料2）NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針
委託業務中間実績報告書等に関する特別約款